主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人新津章臣、同新津貞子の上告理由について。

所論は、原審の事実認定を攻撃するものであるか、又は原審において主張しない 事実を前提とするものであつて、採用の限りでない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_